

第4章 施策の展開

基本目標1. 資源を大切にする循環型社会を築きます

基本目標2. 地球環境の保全に積極的に取り組みます

基本目標3. 安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります

基本目標4. 身近な自然環境を守り育てます

基本目標5. うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります

基本目標6. 環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

第4章 施策の展開

基本目標 1

資源を大切にする循環型社会を築きます

施策の柱 11

廃棄物の減量と資源循環の推進

本市では、家庭系ごみについては平成12年度から現在の収集体制へ移行、16年度から「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料化を実施し、家庭系ごみの削減と再資源化を図ってきました。さらに、生ごみ処理機等購入補助制度による家庭ごみの発生抑制、小型家電等のリサイクルによる再生利用の拡大にも努めています。

また、事業系ごみについても、地球にやさしいオフィスや地球にやさしい店の登録を始め、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるなど、ごみの減量と再資源化を促進しています。

現在、本市の可燃ごみのうち、食べ残しなどの食品廃棄物や紙・布類が多くを占めていることから、今後、これらのごみの削減やリサイクルに力を入れていくとともに、生ごみ処理機等購入補助や小型家電等のリサイクルなど、これまでの取組も引き続き実施していきます。

主な取組

(111) ごみの発生抑制の推進

① 食品廃棄物の削減の推進

県と協力し、消費者、事業者、行政が連携した食品廃棄物の削減を推進します。

② ごみに対する意識の啓発

パンフレットの作成、広報紙やホームページへの掲載など様々な方法により、市民に対して分かりやすく情報を発信し、一人ひとりのごみに対する意識が向上するよう周知・啓発を行います。

③ 生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器購入補助制度の推進

購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの発生抑制と再資源化を促進するとともに、市民の意識の向上を図ります。

(112) ごみの減量と再資源化の推進

① 紙資源のリサイクルの推進

広報紙やホームページへの掲載など様々な方法により、紙資源のリサイクルについて分かりやすく情報を発信し、市民に対して周知・啓発を行います。また、県と協力し、事業系の紙ごみの資源化を検討します。

② 小型家電等リサイクル推進事業の実施

使用済小型家電等に含まれる有用金属を回収する小型家電等リサイクル推進事業について、積極的に推進します。

③ 溶融スラグの再利用の促進

焼却施設で発生する溶融スラグについて、公共工事等での利用を促進し、最終処分量の削減に努めます。

④ 地球にやさしいオフィス・店登録制度の推進

ごみの減量と再資源化に積極的に取り組む市内の事業所や店舗を、「地球にやさしいオフィス」「地球にやさしい店」として登録し、その活動を後押しします。また、取組の優良な事業者に対しては表彰を行うとともに、その取組をホームページで公開するなど、効果的な広報活動を行います。

⑤ 事業系一般廃棄物の減量対策の推進

事業所からのごみの発生抑制を推進するため、一定規模以上の事業所に対して事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めます。

⑥ 家庭系ごみ有料化事業の推進

より一層のごみ減量と再資源化、ごみ処理費用に対する負担の公平化、ごみに責任を持つ社会の実現の3つを目的に、家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」について、有料の指定収集袋による回収を実施します。

⑦ ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの作成

ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーを作成・配布し、ごみの正しい出し方について分かりやすく周知・啓発を行います。

⑧ グリーン購入の推進

市の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品や詰め替え用製品など環境への負荷の少ない環境配慮型製品を購入するグリーン購入に努めます。

⑨ 多様な回収ルートの検討

リサイクルの進捗状況を確認するため、大型小売店舗など民間事業者によるリサイクルの実態や方法の把握に努めます。



ごみ減量・資源化シンボルマーク



ごみ減量・資源化シンボルキャラクター
「カンクルちゃん」

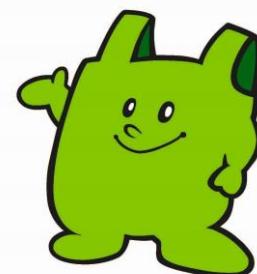
私たちにできること

《市民》

- 自分が出すごみに対して責任を持ち、きちんと分別して出します。
- 期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしないように気をつけます。
- 生ごみを出すときは、十分に水切りを行います。
- 生ごみを堆肥化し、再利用するよう努めます。生ごみ処理機等の購入補助も積極的に活用します。
- 買い物時には必要性をよく考え、無駄なものを購入しないように努めます。
- 買い物時にはマイバッグなどを持参し、不要なレジ袋は受け取らないようにします。また、過剰包装は断ります。
- マイ箸やマイボトル（水筒）の使用に努めます。
- 使い捨て商品を買わず、リサイクル商品や詰め替えできる商品を購入するよう努めます。
- エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選びます。
- 使用済小型家電や紙資源などのリサイクルに協力します。

《事業者》

- 出荷する製品や販売する商品の包装を簡略化するよう努めます。
- 紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりするなど、ごみの減量に取り組みます。
- レジ袋の削減に協力します。
- 再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用するよう努めます。
- リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備します。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
「エコバックくん」

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
1人1日当たりのごみ排出量	970g	917g	880g
1人1日当たりの資源化量*	207g	207g	207g

* 新聞等の発行部数の減少やペットボトルの軽量化などにより、資源化量は減少していますが、現状を維持していくことを目標とします。

施策の柱 12

廃棄物の適正処理の確保

廃棄物は大きく分けると一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、市町村には一般廃棄物の処理に関して、廃棄物処理法により統括的な責任が規定されています。

本市では、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、排出された一般廃棄物に関しては適正な処理を行うことで、環境負荷の低減に努めています。また、ごみ処理施設の適切な維持管理、収集運搬システムの効率化にも取り組んでいます。産業廃棄物についても、事業者や許可業者に対する指導や啓発により、適正処理を確保しています。

一方、廃棄物の不法投棄についても、市民団体や地域、関係機関等と連携することにより、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを推進しています。

今後は、安定処理の確保のため、廃棄物処理施設の適切な整備・充実を図るとともに、不法投棄の防止にも、引き続き力を入れて取り組んでいきます。また、大規模災害時に発生が予想される災害廃棄物について、体制の整備や効率的な処理方法などの検討を行います。

主な取組

(121) 適正処理の確保

① 廃棄物処理施設の整備・充実

焼却施設や破碎施設の適切な維持管理や、西部クリーンセンターの大規模改修等を行い、長期安定的な処理を確保します。また、周辺市町との協力体制も検討します。

② 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物の処理方法等について検討し、処理期間の推計や命令系統の整備等も含めて、処理計画を策定します。また、策定後も必要な見直しを継続して行います。

③ 一般廃棄物適正処理の推進

適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うとともに、ごみの発生抑制や再資源化の推進等によって最終処分量の削減を行います。

④ 産業廃棄物適正処理の推進

排出事業者、収集運搬・処分業者に対し、講習会の実施やホームページによる情報提供等を通じて、適正な処理や発生抑制について啓発を行います。また、定期的な立入検査を実施するとともに、周辺住民等からの通報等を受けて、立入検査による改善指導を行い、不適正な処理の防止に努めます。

⑤ 資源ごみ持ち去り防止対策の実施

ごみステーションに出される資源ごみの持ち去りを防止するため、ごみステーションのパトロールや早期収集の実施、市民への啓発など対策に取り組みます。

(122) し尿の適正処理の推進

① 汚水処理施設共同整備事業の推進

東部下水処理場において、し尿等と下水の共同処理を行うことで、安定的かつ効率的な処理に取り組みます。

(123) 不法投棄の防止

① 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線など、広範囲に渡る不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境意識の向上に努めます。

② 不法投棄防止パトロールの実施

市内全域におけるパトロールを実施し、不法投棄の防止を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。また、地域住民の監視パトロールへの参加も推進します。

③ 不法投棄防止監視カメラの設置

特に不法投棄が多くみられる地域には監視カメラを設置するとともに、監視エリアに啓発看板を設置するなど、不法投棄防止対策の強化を図ります。

④ 海ごみ対策事業の推進

瀬戸内海を「豊かな海」「美しい海」として保全するため、行政・市民・関係者が連携して、海ごみ対策を推進します。

⑤ 環境意識の啓発

市民や事業者への不法投棄の防止、廃棄物の適正処理に対する意識の向上のため、講習会やホームページ、広報紙を通じて情報提供し、周知・啓発、指導に努めます。

また、学校教育の場では、ごみの分別やごみ処理施設の見学など、体験型の環境啓発学習を積極的に行い、不法投棄やポイ捨てのないまちを目指し、自分たちの地域は自分たちで守るという環境意識の向上に取り組みます。



環境美化シンボルキャラクター「アウトくん」

私たちにできること

《市民》

- ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加します。
- ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしません。
- 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰ります。
- 地域の美化活動やクリーン作戦など、環境活動に積極的に参加します。
- 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れるようにします。
- 周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行いません。
- 不法投棄を発見した場合は、速やかに通報します。

《事業者》

- 事業系一般廃棄物、産業廃棄物について、減量や再資源化に努めるとともに、適正な処理を行います。
- 地域の美化活動など、環境活動に積極的に参加、協力します。
- ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
一般廃棄物の年間埋立処分量	13,236 t	12,120 t	11,270 t
産業廃棄物の不適正保管量	12,372 t	12,150 t	12,000 t
ボランティア清掃の参加者数	155,438 人	158,000 人	160,000 人
不法投棄通報、相談件数	150 件	125 件	100 件



屋島クリーン大作戦

水はすべての生命の源であり、生活用水を始め、農業用水や工業用水として私たちの暮らしを支える貴重な資源です。豊かな水環境を形成し、持続可能な形で将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成 22 年に「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定するとともに、この条例に基づいて平成 23 年 3 月に「高松市水環境基本計画」を策定しました。

今後も、雨水の有効利用や下水再生水の利用を促進するとともに、水源涵養の視点から、造林助成事業や分収造林事業による森林の整備も推進していきます。また、水資源を大切にする節水意識の啓発にも取り組んでいきます。

主な取組

(131) 節水意識の啓発

① 「我が家の水がめづくり」の周知・啓発

「我が家の水がめづくり」の各事業について、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどの多様な媒体により、分かりやすく情報を発信し、周知・啓発を行います。

また、「巧水（たくみ）キャンペーン」について、より効果的な手法を検討し、実施します。

② 水に関する啓発イベントの開催

水環境への興味・関心を高めるきっかけとなるよう、水道週間（6月1日～7日）、水の日（8月1日）、水の週間（8月1日～7日）などの機会を捉え、水に関するイベントを開催します。

③ 「巧水スタイル推進チーム」への参加活動

産学官の連携により、節水意識の啓発や節水機器・技術の普及に取り組む「巧水スタイル推進チーム」に自治体として参加し、広報媒体を活用するとともに、水に関するイベントなどの機会を捉え、市民等に積極的な周知を行い、家庭等での節水型ライフスタイルの普及を促進します。

④ 大規模建築物の節水・循環型水利用計画による指導等の実施

大規模建築物を建築する事業者に対し、「節水・循環型水利用計画書」の提出を求ることにより、節水型機器・設備の使用等について指導、依頼を行います。

⑤ 水環境学習の推進

子どもたちの水環境への関心を高め、節水等の実践行動につなげるため、中学生を対象とした「香川用水の水源巡りの旅」などの見学や体験型学習を実施するとともに、小学校では水環境に関する副読本を活用するなど、水環境学習の充実に努めます。

⑥ 水源地域との交流活動の実施

早明浦ダム周辺の嶺北地域と本市の子どもたちが、お互いを訪問し合って交流活動を行い、自然の中での集団活動を通じて友情を育むとともに、水の大切さや有効利用、水源の涵養について学ぶことのできる、子ども交歓会を実施します。

(132) 水の循環利用の推進

① 雨水貯留施設設置に関する助成による雨水利用の促進

個人や事業所に対して、雨水貯水タンクの設置等の助成を行うことで、水の循環利用の促進や節水の推進を図ります。また、市有施設でも雨水貯留施設の設置を進めます。

② 再生水利用下水道事業の推進

パンフレットの作成、広報紙やホームページへの掲載などにより、下水処理水の利用促進について、周知・啓発を行います。

③ 雨水浸透施設設置に関する助成による雨水利用の促進

個人や事業所に対して、雨水浸透施設整備に関する助成を行うことで、雨水利用を促進し、地下水の涵養を図ります。また、ホームページの内容の充実、施工業者等への働きかけなど、より分かりやすく効果的な周知方法を検討し、実施します。

④ 公共工事における雨水浸透施設（枠）の設置

公共施設整備の際には、敷地内に雨水を浸透させる装置（枠）を設置するよう努めます。

⑤ 透水性舗装の整備の推進

雨水を地中に浸透させることにより、雨水の流出抑制や地下水の涵養、街路樹の育成などを図るため、計画的な事業の推進に努めます。

⑥ 造林助成事業の推進

森林の多面的機能の一つである水源涵養機能を確保するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行い、健全な森林づくりの支援を行います。

⑦ 分収造林事業による森林整備の推進

森林の多面的機能の一つである水源涵養機能を確保するため、分収造林事業を実施し、森林の整備を推進します。

私たちにできること

《市民》

- 渴水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努めます。
- 蛇口をこまめに閉めるなど、水を無駄にしないようにします。
- 節水型のトイレや洗濯機など、節水の効果の高い機器を購入するよう努めます。
- 風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用するなど、水の再使用に努めます。
- 雨水貯留タンクなど、雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用します。
- 雨水浸透施設が地下水の涵養等に効果があることを理解し、積極的に設置するよう努めます。

《事業者》

- 渴水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努めます。
- 節水型機器・設備の導入に努めます。
- 雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用します。
- 雨水浸透施設を積極的に設置し、事業所敷地内の雨水浸透に努めます。
- 再生水が供給可能な地域では、再生水を利用します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
1人1日当たりの水道平均使用水量	301 L	300 L	299 L
下水処理水再生水利用施設数	61 施設	63 施設	65 施設
透水性舗装の整備面積（累積）*	52,927 m ²	55,200 m ²	57,040 m ²

* 用途地域内を始めとする歩道部において、透水性舗装を整備した面積の累計を示します。



高松市節水キャラクター「タメット」

基本目標2

地球環境の保全に積極的に取り組みます

施策の柱 21

地球温暖化対策の推進

本市ではこれまで、地球環境の保全に取り組むため、平成23年2月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの利用促進、省エネ行動の推進、緑化の推進など、持続可能な低炭素社会の実現に向けて取り組んできました。

また、市有施設においても率先して省エネに取り組むため、「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を策定し、温暖化対策に取り組んでいます。

今後、本市の実行計画について、国の動向などを注視しながら見直しを図り、より効果的な取組を行います。

主な取組

(211) 再生可能エネルギー等の利用促進

① 太陽エネルギーの利用促進

日射量が多いという地域特性から、太陽エネルギーの利活用を進めます。

住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置を促進するほか、率先して市有施設へ太陽光発電システムを導入します。また、未利用地の有効活用を兼ねて、太陽光発電事業者への市有地の貸出を行います。

② その他のエネルギーの利用促進

下水処理場において、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスや、南部・西部クリーンセンターにおいて、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して発電等を行うほか、小水力発電にも取り組みます。

また、国が推進する水素社会に対応し、水素の利活用について検討します。

(212) 省エネ型ライフスタイル等の促進

① 省エネ行動の推進

節電の周知・啓発や消費電力測定器の貸出などにより、家庭等での省エネを推進します。また、市有施設においても、「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」の取組を進め、クールビズ・ウォームビズ等により電気を削減するなど、率先して省エネに取り組みます。

② 建物等の省エネ化の促進

法律に基づき、一定の建築物について、省エネ基準に適合することについての認定や、必要に応じて指導等を行います。

また、省エネ機器について、率先して市有施設に導入するほか、市民・事業者に対

して啓発を行います。

③ 環境性能に優れた自動車の普及促進

二酸化炭素の排出を抑える次世代自動車など、低公害車の公用車への導入を推進します。また、二酸化炭素を排出しない電気自動車、燃料電池自動車の普及を促進するとともに、電気自動車の利用促進を図るため、道の駅等に設置した急速充電設備の運用を行います。また、エコドライブ、アイドリングストップの普及啓発にも努めます。

④ 環境教育・環境学習の実施

小・中学生を対象とした各種行事等を通じて意識啓発を図るとともに、生涯学習センター、コミュニティセンター等における講座や、南部クリーンセンター（エコホタル）におけるリサイクル体験学習、見学会を通じて地球温暖化防止の重要性を啓発します。

⑤ 各種啓発展の開催

環境展や地球温暖化防止展の開催を通じて、地球温暖化の現状や温室効果ガス排出量などの状況、身近でできる地球温暖化防止対策などの周知・啓発を行い、市民の意識の向上を図ります。

⑥ 地球温暖化対策実践活動の推進

地球温暖化対策に関する自主的な実践活動を実施する環境活動団体等に対して、補助金を交付するなど支援を行います。

(213) 低炭素なまちの実現

① 環境負荷の少ない移動手段への転換

環境への負荷を低減するため、公共交通機関の利用を促進するとともに、パークアンドライドなどの取組や、自転車利用の促進を行います。

② 緑化の推進

空調等の電力エネルギーの節約や、二酸化炭素の吸収源として効果がある緑のカーテンの普及のため、「緑のカーテン・コンテスト」を実施するほか、都市の緑化を推進し、温室効果ガス排出量の削減につなげます。また、校庭の一部を芝生化するなど、学校施設の緑化も進めます。

③ 森林づくりの推進

健全な森林づくりを支援するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行うほか、森林資源の造成のため分収造林事業を実施します。

私たちにできること

《市民》

- 住宅用の太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入に努めます。
- 電化製品は省エネ機器を積極的に購入します。
- 給湯器を設置する際には、高効率なものを選びます。
- 冷暖房の設定温度に注意する、テレビや照明をこまめに消す、電化製品を長時間使用しないときは主電源を切っておくなど、電気を節約する省エネ行動を心がけます。
- できるだけ家族で同じ部屋を使用し、冷暖房や照明に必要な電力を節約します。
- 建物の断熱化などにより、住宅の省エネルギー化に努めます。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行します。
- 自動車に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。また、近距離は自転車や徒歩で移動します。
- 縁のカーテンを作り、節電に努めます。
- 庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やすように努めます。

《事業者》

- 太陽光発電など、できるだけ再生可能エネルギーを利用します。
- 省エネルギーを考慮した設備の導入に努めます。
- 冷暖房の設定温度に注意し、電気をこまめに消すなど、節電に努めます。
- クールビズ・ウォームビズの取組に努めます。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導します。
- マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨します。
- 事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やすように努めます。



緑のカーテン

指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
総電力消費量に占める太陽光発電システム設置費補助事業による発電量の割合	1.18%	1.68%	1.97%
市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力*	3,068 kW	4,940 kW	5,060 kW
家庭における地球温暖化防止のための取組の実施率（アンケート結果）	32.6%	46.4%	57.4%

* 市有施設の総電力消費量のうち、3%～5%に当たります。



電気自動車（高松市役所公用車）



太陽光発電設備（牟礼支所・コミュニティセンター）

基本目標3

安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります

施策の柱 31

水環境の保全

私たちを取り巻く河川や海域では、維持されることが望ましい基準として環境基準を設定し、水質の保全に努めています。

本市では、水質汚濁の現状を把握するため、県が水質汚濁防止法に基づき作成した「水質測定計画」に従って測定を行っています。

今後も継続的に水質調査を行って状況の把握に努めるとともに、生活排水対策や工場・事業場からの排水対策など、水質浄化への取組を推進していきます。

主な取組

(311) 水質調査の実施

① 水質測定計画に基づく計画的な監視

公共用水域及び地下水の水質の状況を常時監視するため、水質調査を実施し、環境基準の達成状況、富栄養化の実態、地下水の汚染の状況等を把握します。

② 水生生物調査の実施

河川に生息している水生生物（指標生物）を採取し、その種類を調査する水生生物調査を定期的に実施し、身近な河川の水質状況を把握します。

(312) 水質浄化対策の推進

① 生活排水対策の推進

下水道事業計画区域内の未整備区域において、効率的な公共下水道の整備を行うとともに、計画区域外においては、単独から合併処理浄化槽への転換を重点的に行います。

また、広報紙やホームページ等を利用して、合併処理浄化槽への転換促進に向けての補助制度等の周知、下水道の接続に関する啓発等を行います。

さらに、家庭から排出される廃食油をコミュニティセンター等において回収し、飼料や粉石けんなどに再生します。

② 工場・事業場等排水対策の推進

排水規制の適用を受ける工場・事業場への立入採水検査を行い、排水基準の適合状況を確認するとともに、改善指導を行います。さらに、規制対象外の工場・事業場に対しても、改善が図られるよう依頼、助言等を行います。

③ 下水道処理施設等の適正管理の推進

適正な運転と維持管理を図るため、保守点検・修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づいて、施設の計画的な改築更新に取り組みます。

④ 生活排水路整備事業の推進

市民から要望のあった区間を中心に、生活排水等によって水質が悪化したり、通水不良となっている水路や再改良を必要とする水路の整備を行います。

⑤ 環境保全型農業の推進

畜産業者や農家に対して、家畜の排せつ物の適正な管理と汚水流出の防止対策の普及、指導等を行うとともに、農薬、肥料等の適正使用について周知・啓発を行います。

私たちにできること

《市民》

- 生活排水が河川や海を汚している原因の一つであることを理解し、適正な処理を行うため、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努めます。
- 廃食油は使い切る、又は拭き取ってごみで出すようにし、そのまま流さないようにします。また、地域での回収に協力します。
- 流しには水切りネットを使い、汚れのひどい食器は拭いてから洗うようにします。
- 石けんや洗剤は使いすぎないようにします。

《事業者》

- 法令等の規制対象の工場・事業場では、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査を実施します。また、規制対象外の工場・事業場でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により、排水水質の改善を行います。
- 有害物質は、適切に取り扱います。
- 農家や畜産業者では、家畜排せつ物による汚染を防止するため、適正な管理及び処理を行います。
- 農薬、肥料等は適正に使用します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
河川 BOD 値の環境基準の達成率	66.7%	66.7%	66.7%
海域 COD 値の環境基準の達成率 *1	100%	100%	100%
汚水処理人口普及率*2 (合併処理浄化槽での処理人口を含む。)	84.9%	87.4%	89.3%
合併処理浄化槽補助件数（累積）	19,650 件	24,650 件	28,650 件

*1 本市の測定地点は環境基準の判定地点ではありませんが、基準値を当てはめた場合に達成しているかどうかで評価します。

*2 行政人口に対する、下水道整備区域内人口及び下水道整備区域外における合併処理浄化槽とコミュニティプラントと農業集落排水の利用人口の割合を示します。



河川での水質調査



海域での水質調査

施策の柱 32

大気環境の保全

大気汚染は、工場などからのばい煙や自動車などの排出ガスが主な要因となって引き起こされ、私たちの健康や生活環境に大きな影響を及ぼします。また、市外からの大気汚染物質の流入など、広域的な問題もあります。

本市では、市内 7 地点に大気環境常時監視測定局を設置して、大気の状況を常時監視しており、健康被害が懸念される場合には、市民への事前の周知に努めています。

大気の状況について継続的に監視する体制を充実させるとともに、光化学オキシダントの主要な発生原因である窒素酸化物や炭化水素等を排出する工場・事業場における対策や、自動車排ガスへの対策を推進していきます。

主な取組

(321) 大気調査の実施

① 大気環境常時監視システムによる監視

大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況、経年変化等を把握します。

また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度上昇時には、市民の健康に影響が出ないよう、予報・警報の発令や注意喚起を行います。

② 有害大気汚染物質の調査

有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと考えられる 21 物質について、環境基準の達成状況、経年変化等を把握します。

(322) 大気汚染対策の推進

① 工場・事業場における規制の推進

大気汚染物質の削減に向け、規制対象事業場への立入検査を行い、規制基準の適合状況を確認するとともに、改善指導を行います。さらに、規制対象外の事業場に対しても、改善が図られるよう依頼、助言等を行います。

② 自動車交通公害対策の推進

自動車交通に伴う大気汚染防止のため、公共交通機関の利用を促進するとともに、パークアンドライドなどの取組や、自転車利用の促進を行います。

また、低公害車の公用車への導入を推進します。

さらに、県と連携し、アイドリングストップの取組について普及啓発を行います。

また、エコドライブの普及啓発にも努めます。

③ アスベストの飛散防止等の推進

アスベストを排出する作業については、隨時立入検査を行い、作業方法の監視・指導を行います。また、アスベスト吹き付け材が使用されている建造物の状況を把握し、所有者に対して、飛散防止措置を講ずるよう周知します。また、市民の健康に影響が出な

いよう、大気環境中のアスベスト濃度を測定し、汚染の状況を定期的に監視します。

私たちにできること

《市民》

- 自動車に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。
- 近距離は、自転車や徒歩で移動します。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行します。
- 周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行いません。

《事業者》

- 定められた排出規制を遵守し、大気環境の改善に努めます。
- マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨します。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導します。
- アスベストを使用した建築物の解体等を行う事業者は、アスベストが大気中に飛散しないよう適切な措置を講じます。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
大気に係る環境基準の達成率			
二酸化いおう	100%	100%	100%
二酸化窒素	100%	100%	100%
一酸化炭素	100%	100%	100%
浮遊粒子状物質	100%	100%	100%
ベンゼン	100%	100%	100%
トリクロロエチレン	100%	100%	100%
テトラクロロエチレン	100%	100%	100%
ジクロロメタン	100%	100%	100%
光化学オキシダントの注意報・警報の発令回数	〇回	〇回	〇回
微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起回数	〇回	〇回	〇回



大気測定局での点検風景（東部運動公園測定局）

施策の柱 33

騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

騒音、振動、悪臭といった公害は、人の感覚に直接影響する「感覚公害」であり、被害を受ける人によって感じ方に大きな個人差があります。その発生源も、工場・事業場のみならず、建設作業、自動車や鉄道等の交通機関といったように多種多様です。また、日常生活の中での生活騒音による苦情も増えており、身近な環境問題となっています。

本市ではこれまで、状況を把握するための調査の実施や、規制地域、規制基準を定めて対応を行ってきました。今後も、引き続き測定調査を実施していくとともに、その発生源への対策を講じていきます。また、日常生活で発生する騒音などについては、啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ります。

化学物質対策について、ダイオキシン類は、現在すべての測定地点で環境基準値を下回っていますが、今後も引き続き汚染状況を監視するとともに、工場・事業場には発生を抑制するよう監視・指導を行います。

さらに、土壤についても、有害物質に汚染されると自然浄化が困難であるため、汚染の未然防止に努めます。

主な取組

(33.1) 騒音・振動対策の推進

① 自動車騒音・振動対策の推進

自動車騒音、道路交通振動の状況を把握するため、定期的に測定を実施するとともに、許容限度が超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、許容限度が確保されるよう関係機関等に要請することにより、騒音・振動の防止を図ります。

② 工場・事業場における規制の推進

関連法令に基づき、規制対象事業場に対しては規制基準の遵守を指導し、規制対象外事業場に対しては改善が図られるよう依頼、助言等を行います。

③ 一般地域の環境騒音対策の推進

一般地域の環境騒音測定を定期的に実施し、環境基準の達成状況を把握します。

④ 生活騒音防止の啓発

近隣での騒音など生活騒音を防止するため、パンフレットを作成・配布するなどの啓発を行います。

⑤ 騒音・振動に関する規制基準の調査・研究

規制地域の拡大など、騒音・振動の規制のあり方に関する調査・研究を行います。

(332) 悪臭対策の推進

① 工事・事業場における規制の推進

関連法令に基づき、工場・事業場で発生する悪臭について規制基準を遵守するよう指導を行います。

② 畜産業における悪臭防止対策の推進

畜産農家に対し、家畜排せつ物等の適正処理の指導を行います。

③ 悪臭に関する規制基準の調査・研究

規制地域の拡大など、悪臭の規制のあり方に関する調査・研究を行います。

(333) 化学物質対策などの推進

① 化学物質による汚染状況の監視

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、公共用水域、地下水及び土壌について測定し、環境基準の達成状況を把握します。

② 工事・事業場への指導

ダイオキシン類の発生を抑制するため、工場・事業場への監視・指導を行います。

③ PCB廃棄物の管理・処分の指導

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を保管している事業者に対して、毎年、その保管状況等について届出を求めるとともに、処理に関する情報提供などを行うことにより、適正な保管・処分を指導します。

④ 土壤汚染対策の推進

汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する特定事業場に対する適切な監視・指導に努めます。また、土壤汚染が判明した際には、市民の健康に影響が出ないよう土壤汚染の区域を公表するとともに、その汚染土壤の除去による改善、適切な管理等を指導します。

私たちにできること

《市民》

- 日常生活の中で、近隣の迷惑となるような騒音が発生しないよう配慮します。
- ペットの飼育については、し尿をきちんと処理するなど、近隣に配慮します。
- 悪臭の原因となる堆肥などは、適正に管理します。
- ダイオキシン類の発生源とされているごみの野外焼却は行いません。

《事業者》

- 公害関係の法令を遵守し、公害の防止に努めます。
- 低騒音型・低振動型の機械の使用や屋内での機械の使用など、周辺環境に配慮します。
- 悪臭に関する法令を遵守し、周辺環境に配慮します。
- 畜産業においては、家畜排せつ物を適正に処理するなど、悪臭の防止に努めます。
- ダイオキシン類に関する法令を遵守し、化学物質の発生抑制、適正な管理及び処理を行います。
- 化学物質は適正に管理し、土壤汚染の防止に努めます。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
騒音に係る環境基準の達成率 一般地域（昼夜全日）	100%	100%	100%
ダイオキシン類の環境基準の達成率	100%	100%	100%



一般地域の環境騒音測定風景（屋島西コミュニティセンター）

基本目標4

身近な自然環境を守り育てます

施策の柱 41

自然環境の保全

本市は、讃岐山脈など豊かな自然を育んでおり、山頂部は県立自然公園にも指定されています。平野や丘陵地の一部では里山が形成されており、生物の生息地となっています。また、平野を生かした水田が農地の多くを占めています。

森林や農地は、林業生産の場や食料を供給する役割だけでなく、国土の保全、水源涵養、生物多様性※の保全等の多面的機能を有しています。また近年は、温室効果ガス吸収源としても注目されています。さらに、土砂の流出の防止等、防災の側面も担っており、人々の生活を守っていくために不可欠です。

また、海や河川も多様な生物の生息空間であるとともに、私たちに恵みやうるおいを与えてくれるものです。

自然環境を保全し、森林や農地が有する多面的機能の確保を図るために適切な整備・管理を行うとともに、里山やため池など、身近な自然環境を守る地域住民の活動の支援を積極的に行います。また、里海※の保全に向けた取組として、瀬戸内海の海ごみ対策を推進します。

主な取組

(411) 豊かな自然環境の保全

① 造林助成事業の推進【再掲】

健全な森林づくりを支援するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行います。

② 分収造林事業による森林整備の推進【再掲】

森林資源の造成、水源涵養、国土の保全、模範林造成による造林技術の向上などを図るため、分収造林事業を実施し、森林の整備を推進します。

③ 森林・里山の保全の推進

市内の森林・里山の保全のため、森林ボランティアや県のフォレストマッチング協働の森づくり※を活用した森林・里山整備を推進します。

また、里山の整備・保全のため、市民活動団体等を支援します。

④ 耕作放棄地の解消と発生防止

労働力不足などにより増加している耕作放棄地等において、県が推奨するキウイフルーツやオリーブ等の栽培を促進することにより、その再生利用を図るなど、農業委員会や関係団体と連携して、耕作放棄地の解消と発生防止に努めます。

⑤ 農地の持つ多面的機能の確保

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域で、集落協定を結んで農地の保全活動を行う事業に対して支援する「中山間地域等直接支払制度」を活用するなど、農地が持つ水源涵養、国土の保全、災害防止機能、生物多様性の保全等の多面的機能の確保を図ります。

⑥ 「いざ里山」市民活動支援事業の推進

市内に点在する里山の保全を図るとともに、市民が身近な自然を見直すきっかけづくりのため、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等が行う里山の保全活動を支援します。

⑦ 「ため池守り隊」市民活動支援事業の推進

用途地域内で住宅地に隣接するため池について、ため池の管理者だけでなく、地域住民も参加した自主的かつ継続的な美化保全活動を支援し、ため池の自然環境を守ります。

⑧ 海ごみ対策事業の推進【再掲】

瀬戸内海を「豊かな海」「美しい海」として保全するため、行政・市民・関係者が連携して、海ごみ対策を推進します。

⑨ 多自然型川づくり実現に向けた取組の推進

本市の管理河川において、自然石による護岸、透水性のある水路底等、周辺環境との調和を図りながら自然環境に配慮した整備に努めます。

⑩ 鳥獣被害防止対策の実施

イノシシ、アライグマ等による農作物等への被害を防止する対策を推進します。

⑪ 外来生物対策

近年、問題となっている特定外来生物について、関係機関等と連携し、その情報収集と周知に努めます。

私たちにできること

《市民》

- 自然環境に关心を持ち、身近な動植物を大切にして、その生息環境を守るよう努めます。
- ハイキングや海水浴などの野外活動では、ごみを持ち帰るなど、貴重な自然を守ります。
- ボランティアなどを通じて、自然環境の保全活動に積極的に参加するよう努めます。
- 環境ラベルが付いた製品を選んで購入するなど、生物多様性に配慮します。
- 特定外来生物は飼育したり、栽培したりしません。野外に放つこともしません。

《事業者》

- 環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、実施前に環境影響評価（環境アセスメント）を行うなど、自然環境の保全について適切な措置を講じていきます。
- 施設の新たな整備や改修等を行う際には、周辺の自然の保護について十分に考慮します。
- 間伐、枝打など、適切な森林の整備と管理を行います。
- 環境保全型農業を実施するとともに、農地を適正に管理し、耕作放棄地の発生を防ぎます。
- 地域における自然環境の保全活動に、積極的に参加、協力します。
- 生物多様性に配慮した原材料の調達などを行います。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
耕作放棄地再生利用面積（累積）	13.1ha	24.0ha	32.0ha
「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	15か所	20か所	24か所



耕作放棄地の活用（オリーブ苗木を植樹）



野田池清掃活動

施策の柱 42

自然とのふれあいの充実

身近な自然と親しむことは、自然環境に关心を持ち、理解を深め、その保全のために行動する第一歩であり、都市化の進展に伴い、自然とのふれあいの場を充実させることが求められています。

本市ではこれまで、遊休農地や遊休化するおそれのある農地を利用した市民農園や、子どもたちに自然に親しんでもらうためのこども農園などの事業を行ってきましたが、今後も、自然とふれあうことのできる場の、より一層の整備・充実を図ります。

主な取組

(421) 自然とふれあう場づくり

① 市民農園整備事業の推進

農作業を通じて自然や農業に対する理解を深めてもらうとともに、健康的でゆとりのある生活を提供するため、市民農園の整備を推進します。

② ふれあいの森整備事業の推進

市有山林を活用し、散策道や休憩所を整備するなど、市民が森林浴などで自然とふれあう場を提供します。

③ こども農園事業の推進

子どもたちに、農作業を通じて自然とふれあう機会を提供するため、こども農園の整備を推進します。

④ 自然観察体験等の実施

自然について楽しく学べる自然観察体験や環境ワークショップを開催します。

私たちにできること

《市民》

- 日頃から自然環境に関心を持ち、自然とのふれあいを大切にします。
- 農業体験やグリーン・ツーリズム※に参加します。
- 市民参加できる自然調査や自然観察会などに積極的に参加します。

《事業者》

- 自然とふれあうことのできる農業体験の場などを提供するよう努めます。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
市民農園設置数	32 か所	37 か所	41 か所
こども農園設置数	13 か所	17 か所	19 か所



市民農園



こども農園

基本目標5

うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります

施策の柱 51

環境にやさしい交通環境の整備

地球環境問題への関心が高まる中、過度に自動車に依存しない交通体系の再構築、公共交通の利用促進がさらに重要になってきています。

本市では、公共交通と自転車を活用し、将来を見据えた交通体系の構築を目的として、平成22年11月に「高松市総合都市交通計画」を策定しました。平成25年9月には「高松市公共交通利用促進条例」を制定し、この理念を踏まえた各種施策に取り組んでいます。

また本市は、温暖少雨な気候と平坦な地形に恵まれていることから、自転車が非常に利用しやすい環境にあり、「日本一のちゅりんこ便利都市」の実現を目指しています。環境にやさしく機動性に優れた自転車を、自動車に変わる重要な移動手段と位置づけ、自転車利用環境の整備を推進します。

主な取組

(511) 公共交通体系の再構築

① 公共交通ネットワークの再構築

鉄道新駅の整備、バス路線の再編等の事業実施により、公共交通ネットワークの再構築を進めます。

② 公共交通利用促進施策の推進

I r u C a（イルカ）カードを活用した電車とバスの乗り継ぎ運賃割引の拡大や、高齢者の公共交通運賃半額制度の実施など、公共交通の利用を促進するための各種施策を推進します。また、カーフリーデー高松の開催など、公共交通利用促進のための啓発活動も行います。

(512) 自転車利用環境の整備

① レンタサイクル事業の推進

都市の交通手段として自転車の利用をさらに促進するため、レンタサイクル事業を推進します。

② 自転車走行空間整備事業の推進

自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備を推進します。

③ 自転車等駐車場施設整備事業の推進

利用者の利便を図るとともに、放置自転車を減少させる対策として、自転車等駐車場施設の整備を推進します。

④ 放置自転車等対策の推進

公共の場所等において、交通の支障となっている自転車等の撤去や、利用者への啓発を行うことにより、良好な都市環境を保持し、快適で安全なまちづくりを推進します。

私たちにできること

《市民》

- 自動車に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。
- 近距離は、自転車や徒歩で移動します。
- レンタサイクルを積極的に利用します。
- 自転車は駐輪場に駐車します。



《事業者》

- マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨します。
- 自転車の違法駐車が行われないよう、駐輪場を整備します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
公共交通機関利用率	13.8%	15.9%	16.5%
レンタサイクル利用者数	306,580 人	318,500 人	328,500 人
自転車走行空間の整備済延長（累積）	4.2 km	12.6 km	19.0 km



カーフリーデー高松開催の様子

施策の柱 52

身近な緑の保全と創造

都市の緑化は、人々にうるおいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、太陽光を吸収し、気温の上昇を抑えるなど、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。

本市ではこれまで、平成22年9月に「高松市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や公園の整備、民有地緑化など、様々な施策に取り組んできました。

今後も、緑の空間を広げていくため、都市公園等の整備や維持管理に取り組むとともに、街路や建物等の緑化もさらに推進していきます。

主な取組

(521) 都市公園等の整備

① 身近な公園整備事業の推進

1小学校区1公園の整備を目指し、地域の身近な公園の整備を推進します。

② ちびっこ広場の整備

周辺に都市公園等がなく、当分の間、公園の整備が見込まれない地域において、地域との協働で、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」の整備に取り組みます。

(522) 緑化の推進

① 民有地緑化の推進

生垣設置、屋上緑化、壁面緑化など、住宅地や店舗・事業所等を緑化する場合に助成を行い、民有地の緑化を推進します。

② 学校施設緑化事業の推進

校庭の一部を芝生化するなど学校施設の緑化を進め、子どもたちの緑化意識を育む、環境に配慮した学校施設の整備を推進します。

③ 街路緑化の推進

市道に植栽された街路樹の剪定、駆除、灌水等、計画的な維持管理を行うとともに、枯れた木等の撤去や補植等を行い、調和のとれたまちづくりを進めます。

④ 花いっぱい運動の推進

公園内の花壇づくりを始め、高松駅前広場や商店街等に花壇を設け、うるおいやすらぎのある空間を創出する「花いっぱい運動」を推進します。またボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大します。

⑤ 公園愛護会活動の支援

公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。

私たちにできること

《市民》

- 公園を大切に利用し、清掃活動等に積極的に参加します。
- 庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やすように努めます。
- 花いっぱい運動など、緑化活動に参加します。

《事業者》

- 事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やすように努めます。
- 地域の生態系に配慮した緑化に努めます。
- 花いっぱい運動など、緑化活動に参加、協力します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
市民 1 人当たりの都市公園等の面積	8.14 m ²	9.16 m ²	9.28 m ²
民有地緑化助成数	4 件	8 件	8 件
建物緑化助成数	2 件	4 件	4 件
小学校校庭の芝生化実施校数（累積）	12 校	22 校	30 校



春のフラワーフェスティバル



芝生植栽 市民との協働作業

本市では、自然・都市・歴史・文化の調和した、だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる美しいまちづくりの実現に向け、平成23年3月に「高松市美しいまちづくり基本計画」を、24年3月に「高松市景観計画」を策定し、同年7月には「高松市景観条例」を制定しました。これらを踏まえ、市全域を景観計画区域に、栗林公園周辺などを景観形成重点地区に指定し、地域の景観特性に配慮した景観形成に取り組んでいます。

また、高松市環境美化条例に基づいて、各種の環境美化意識の啓発事業も推進しています。

今後もこうした取組を継続し、都市と自然、歴史的・文化的景観が調和した美しいまち並みを保存・形成していきます。

主な取組

(531) 美しいまちの形成

① 美しいまちづくりの推進

景観形成重点地区を指定し、そのまち並みにふさわしい建物等を誘導するための基準を設けるとともに、屋外広告物については条例に基づいて適正な規制・誘導を行い、良好な景観形成や風致の維持を図ります。

また、美しいまちづくりに寄与している建築物等や、美しいまちづくりに関して功績があると認められる個人や団体に対しては「美しいまちづくり賞」の表彰を行うなど、市民とともに美しいまち並みを創出します。

② 電線類の地中化の推進

安全で快適な道路空間を確保し、都市災害の防止や道路景観の向上を図るため、中心市街地における電線類の地中化を推進します。

③ 環境美化啓発活動の推進

サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業や、高松クリーンデー“たかまつきれいでー”の実施、喫煙禁止区域の周知・啓発など、環境美化活動の促進と美化意識の向上を図ります。

④ 「たかまつマイロード」事業の支援

市道の清掃や緑化活動を行う道路愛護団体を認定し、その活動を支援することにより、道路の美化活動を推進するとともに、道路への愛護意識の向上を図り、道路利用者のマナー向上を啓発します。

⑤ 公園愛護会活動の支援【再掲】

公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。

⑥ ため池等景観整備事業の推進

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行います。

(532) 歴史的・文化的財産の保全

① 文化財の保存と活用の推進

市内に所在する文化財の指定・登録及び保存に努めるとともに、ふるさと探訪などの文化財学習会や現地での見学会の開催、良好な見学環境を維持するなど、文化財を広く周知します。

② 名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みとやすらぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。

私たちにできること

《市民》

- ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしません。
- 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰ります。
- 噫煙禁止区域でのマナーを守ります。
- 犬の散歩時のふんは放置せず、ビニール袋に入れるなどして持ち帰ります。
- 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れるようにします。
- 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加します。

《事業者》

- 建物の新築、増築、改築に当たっては、周辺環境に調和した色彩や高さにするよう配慮します。
- 屋外広告物を設置する際には、景観に配慮します。
- ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。
- 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加、協力します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
特別な区域 ^{*1} における既存不適格広告物 ^{*2} の適正化率	20%	50%	80%
文化財学習会・体験講座参加者数	1,241 人	1,300 人	1,400 人

- * 1 「特別な区域」とは、高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区の区域において、栗林公園内の眺望地点から望見されるすべての屋外広告物及び4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域を除く）に表示（設置）されている一般広告物のことです。
- * 2 「既存不適格広告物」とは、高松市屋外広告物条例の改正（平成 25 年9月公布、26 年4月1 日施行）により、これまで適法に設置（表示）されていた屋外広告物の一部が、新しい許可基準に適合しなくなったものです。



仏生山歴史街道景観形成重点地区



都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区



文化財学習会（ふるさと探訪）

基本目標6

環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

施策の柱 61

環境教育・環境学習の充実

人と自然が調和する、良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの環境への意識の向上が不可欠です。そのためには、身近な環境や自然について学び、理解することが大切です。

本市では、環境活動団体との協力による出前講座や環境学習講座を実施し、環境について学ぶ機会を広く市民に提供するとともに、学校教育の面でも、環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げて指導を行い、子どもの頃からの意識啓発を図るなど、様々な取組を実施しています。

今後も、子どもから大人までが環境問題に関心を持ち、正しく理解できるよう、環境について学べる機会の更なる充実を図るとともに、学校教育の場でも環境教育を推進していきます。

主な取組

(611) 環境教育・環境学習の推進

① 環境学習講座の実施

環境活動団体と協力して、出前講座や環境ワークショップ、自然観察体験など、多様な環境学習を積極的に実施します。

② 南部クリーンセンター（エコホタル）の利用促進

施設見学や親子工作会の実施など、楽しみながら環境問題について学べる場として、南部クリーンセンター（エコホタル）の利用を促進します。

③ 高松市環境保全ポスターコンクールの実施

市民への意識啓発を図ることを目的として、環境保全をテーマにした小・中学生のポスターコンクールを毎年開催します。

④ こども農園事業の推進【再掲】

子どもたちに、農作業を通じて自然とふれあう機会を提供するため、こども農園の整備を推進します。

⑤ 水源地域との交流活動の実施【再掲】

早明浦ダム周辺の嶺北地域と本市の子どもたちが、お互いを訪問し合って交流活動を行い、自然の中での集団活動を通じて友情を育むとともに、水の大切さや有効利用、水源の涵養について学ぶことのできる、子ども交歓会を実施します。

(612) 学校教育活動の推進

① 小学校社会科副読本の発行

学校教育を通じてごみ処理に対する理解と正しい知識を学んでもらうため、小学校社会科副読本を発行し、補助教材として活用します。

② 高松市子ども環境学習交流会の実施

環境の保全やより良い環境の創造に向けて、主体的に行動する態度や資質、能力を育成するため、小・中学生を対象とした「高松市子ども環境学習交流会」を継続して開催し、様々な体験活動の場を提供します。

③ 「チャレンジ！グリーン活動」への参加

香川県教育委員会が実施している「チャレンジ！グリーン活動」に積極的に参加し、環境を大切にし、環境に配慮した行動がとれる児童生徒を育成します。

④ 水環境学習の推進【再掲】

子どもたちの水環境への関心を高め、節水等の実践行動につなげるため、中学生を対象とした「香川用水の水源巡りの旅」などの見学や体験型学習を実施するとともに、小学校では水環境に関する副読本を活用するなど、水環境学習の充実に努めます。



南部クリーンセンター（エコホタル）



南部クリーンセンター（エコホタル）施設見学



庵治中学校の取組「みんなでリサイクル運動」

私たちにできること

《市民》

- 環境学習に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深めます。
- 環境に関する知識を有する人は、環境教育・環境学習に積極的に関わるよう努めます。
- ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加します。
- 子どもたちの環境活動を応援します。

《事業者》

- 従業員に対して、研修や啓発など、環境教育の機会を設けるよう努めます。
- 地域や学校における環境学習に参加、協力します。講師の派遣など、事業者としてできることがあれば、積極的に支援します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
環境学習講座参加者数	2,146 人	2,300 人	2,400 人
南部クリーンセンター（エコホタル） 環境学習参加者数	2,943 人	3,200 人	3,400 人



環境保全推進課分室（旧環境プラザ）での環境学習



南部クリーンセンター（エコホタル）親子工作会

環境保全活動は、市民、環境活動団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、協働して推進していくことが大切です。

本市では、廃棄物問題や緑化活動、地球温暖化対策など、各種分野で環境団体が活動しており、これら団体が行う活動の支援や、彼らとの協働による環境学習講座の実施、環境美化活動などに取り組んでいます。

今後も、環境に配慮した人づくり、地域づくりを進めるため、環境保全活動に対しての支援や、環境活動団体と協働した活動を実施し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。

主な取組

(621) 自主的な環境保全活動の推進

① 環境学習活動補助事業の実施と人材育成の推進

環境学習を自主的に企画・運営し実施する環境活動団体等に対して補助金を交付し、支援するとともに、協働して指導者の養成講座を実施するなど、人材の育成に取り組みます。

② 環境展、環境活動展等の開催

環境展や環境活動展等の開催を通じて、現在の環境の状況や環境活動団体の活動状況、身近でできる環境保全の取組などの周知・啓発を行い、市民の環境意識の向上を図ります。

③ 地球温暖化対策実践活動の推進【再掲】

地球温暖化対策に関する自主的な実践活動を実施する環境活動団体等に対して、補助金を交付するなど支援を行います。

④ 「いざ里山」市民活動支援事業の推進【再掲】

市内に点在する里山の保全を図るとともに、市民が身近な自然を見直すきっかけづくりのため、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等が行う里山の保全活動を支援します。

⑤ 「ため池守り隊」市民活動支援事業の推進【再掲】

用途地域内で住宅地に隣接するため池について、ため池の管理者だけでなく、地域住民も参加した自主的かつ継続的な美化保全活動を支援し、ため池の自然環境を守ります。

⑥ 「たかまつマイロード」事業の支援【再掲】

市道の清掃や緑化活動を行う道路愛護団体を認定し、その活動を支援することにより、道路の美化活動を推進するとともに、道路への愛護意識の向上を図り、道路利用者のマナー向上を啓発します。

⑦ 公園愛護会活動の支援【再掲】

公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。

⑧ 廃食油収集ステーション事業の推進

高松市消費者団体連絡協議会及び地区コミュニティ協議会と協力し、家庭から排出される廃食油をコミュニティセンター等において回収し、飼料や粉石けんなどに再生します。

⑨ 使用済みわりばし回収の推進

環境活動団体に協力し、回収ボックスを市内のコミュニティセンターを始め、地域での祭りや各種イベント等で設置し、ごみの発生抑制や再資源化の推進に努めます。

私たちにできること

《市民》

- 環境保全活動に積極的に参加します。
- 市の補助制度を積極的に活用し、環境保全活動を実施します。
- 廃食油や使用済みわりばしの回収に協力します。
- 身近な環境問題について家族や友人などで話題にし、お互いに環境意識を高め、日頃から環境に配慮した行動につなげます。

《事業者》

- 自ら環境保全活動を推進するとともに、市民やNPO等の環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- 環境を重視した経営等を推進し、従業員の環境に配慮した行動の浸透を図ります。
- ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施します。
- 環境に配慮して行った事業や取組について、積極的に情報を公開します。

指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
「いざ里山」市民活動支援事業 参加団体数	11 団体	21 団体	29 団体
「たかまつマイロード」事業 新規認定団体数	3 団体	12 団体	24 団体
公園愛護会の団体数	149 団体	160 団体	165 団体
廃食油収集量	6,696L	6,984L	7,272L



まぐさ山清掃活動



たかまつマイロードの活動



公園愛護会の活動

